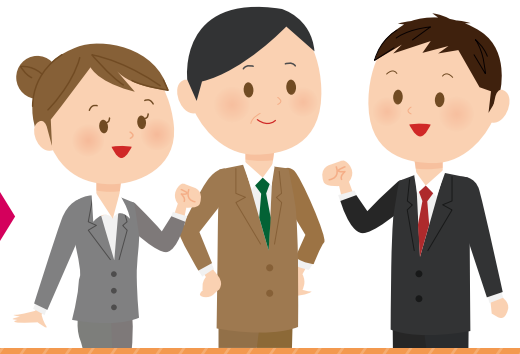


『働き方改革』

経営者・労務担当者は、今!何をすべきか

全2回で解説します!!



参加
無料

日時 平成30年 第1回 8月30日(木) 第2回 9月6日(木)

13:50~受付 14:00~16:00 セミナー 及び グループコンサルティング
*名刺を1枚ご用意お願いいたします。

会場 エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
仙台駅西口すぐ

定員 30名(1社1名まで) 対象 起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者
*先着順となります。 *途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

働き方改革を推進するための各種法律が7月6日に公布されました。働き方改革関連法の施行により、企業は何をどのように対応すべきかを社会保険労務士が分かりやすく2回の連続セミナーで解説します。セミナー後には、弁護士・社会保険労務士が個別に質問等に対応いたします。
*第1回、第2回両方に参加いただくことをお勧めいたします。(いずれかの参加も可能)

講師 櫻井 拓也 | 仙台市雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(ベストパートナー社会保険労務士事務所)

14:00~16:00

第1回 8月30日(木)

第2回 9月6日(木)

セミナー 及び
グループ
コンサルティング
(120分)

長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方

長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現のために労働基準法・労働安全衛生法など様々な法律が改正をされました。それらの法律改正の意味するところと企業の労務管理で対応すべき点について解説いたします。

多様な雇用形態における均等待遇

パートや有期雇用労働者などに関し同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止が具体的に明確化されたことを受け、企業として対応すべき点について解説いたします。

セミナー後、数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑応答を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページからWebでの申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所		ぜひ併せてご参加 ください	第1回 ▶ 8月30日(木) <input type="checkbox"/> 参加 第2回 ▶ 9月6日(木) <input type="checkbox"/> 参加
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(8月30日・9月6日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)



雇用のイロハ

仙台
ELCC
仙台市雇用労働
相談センター

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00~17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC 検索

営業時間 / 平日9時~17時 土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く

ホームページからWebでの申込みもできます。

仙台
特区